

### 第3 登録の基準

- 1 省令第8条に規定する居間，食堂，台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合とは，これらの部分（便所または洗面設備のみを備えた部分を除く。）の面積の合計が，25平方メートル未満となる住戸数に2平方メートルを乗じて得たもの以上であること。
- 2 省令第9条に規定する構造および設備の基準であって，共用部分に共同して利用するため適切な台所，収納設備または浴室を備えることにより各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合とは，次の各号によるものとする。
  - (1) 共用部分に備える台所は，コンロ，シンクおよび調理台を有すること。
  - (2) 共用部分に備える収納設備は，収納設備を備えていない住戸ごとに専有できる部分を有すること。
  - (3) 共用部分に備える浴室は，次の基準を満たすものとする。
    - ア 共用の個別浴室（浴槽，洗い場，脱衣室等を個人で利用するもの）による場合は，浴室を備えていない住戸の戸数10戸につき1箇所以上備えること。
    - イ 共同浴室（浴槽，洗い場，脱衣室等を複数人により利用可能なもの）による場合は，浴室を備えていない住戸数10戸につき1箇所以上の洗い場を備えること。なお，共同浴室を備えた場合であっても共用の個別浴室は1箇所以上備えること。
    - ウ 脱衣室を除く浴室の面積は，アにおいては1.8平方メートル以上，イにおいては，必要洗い場数に対し1.8平方メートルを乗じた数値以上とする。
  - (4) 前各号の設備は，利用者が自由にまたは同意する管理状況の下で自由に利用でき，かつ，当該設備を備えていない住戸からエレベーター等を介し容易かつ安全に移動できる箇所に備えること。